

令和 8 年 3 月 1 9 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市環境審議会
会長 新保 國弘



流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例に基づく重点区域の変更について（答申）

令和 8 年 1 月 2 7 日付け流環第 7 6 7 号で諮問のあった件について下記のとおり答申します。

記

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例は、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て等を防止することにより、快適な生活環境を確保することを目的としています。また、路上喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）として、特に人が多く集まる鉄道駅周辺の市内 6 箇所が指定されています。

重点区域に指定された駅周辺では、路上喫煙やポイ捨て等の防止のため、路上喫煙等指導員によるパトロールや看板設置など、市が様々な啓発活動や施策を実施していることは承知しています。

特に様々な人が集まる駅周辺を重点区域に指定し、喫煙による歩行者への危険を防止することは、安全かつ快適な生活環境を整備する上で重要なことです。

今回、市から諮問を受けた初石駅周辺、運河駅東口周辺については、駅周辺の街づくりが進み、重点区域に指定された当時と比べ、利用者が増えるとともに、駅への導線も変化していることから、諮問で示された区域を重点区域として追加指定すべきと考えます。

一方、今回変更対象としていない重点区域の範囲についても、指定区域の拡大やわかりやすい表示方法等を検討すべきと考えます。

また、今回の追加範囲も含めた重点区域について、広報紙や SNS 等で市内市外問わず、わかりやすく周知・啓発することを要望します。